

## 規約の改正及び互選規程の策定に関する説明書

## 【趣旨】

会長の互選の方法を明確に定めるため、『流山市地域公共交通活性化協議会規約』を改正し、『流山市地域公共交通活性化協議会会長互選規程』を新たに策定するものです。この改正・策定に伴い、会長の互選は委員の投票により行われることとなる他、副会長については会長が指名することとなります。

## 【概要】

1. 協議会規約の改正について
  - ・ 会長及び副会長を置く旨を明記します。
  - ・ 会長の選任についてはこれまで通り『互選』のままとなりますが、別途『流山市地域公共交通活性化協議会会長互選規程』を策定し、その中で互選の詳細を定めることとします。
  - ・ 副会長は会長の指名により定めることに改めます。
2. 流山市地域公共交通活性化協議会会長互選規程の策定について
  - ・ 候補者が1名の場合は無投票で会長を決定します。
  - ・ 候補者が2名以上いる場合は委員による記名投票を行います。
  - ・ 投票を欠席する場合の規程を明確に定めます。
    - ①投票に代理人が出席する場合は、代理人による投票を認めます。
    - ②投票に代理人が出席しない場合、事後投票により意思を表明できることとします。
  - ・ 当日投票の票数と事後投票の票数を合計し、最多得票者が会長となります。
  - ・ ただし、投票当日の得票数が全委員の過半数を超えた候補者がいる場合は、事後投票を行わず、投票当日に会長を決定します。  
(全委員の過半数を得票した候補者がいる場合、事後投票の内容に関わらずその候補者が最多得票者であることが明らかであるため。)

## 【改正・策定内容】

添付している以下の資料を御確認願います。

- ・ 流山市地域公共交通活性化協議会規約（改正案） …別添 6
- ・ 協議会規約 新旧対照表 …別添 7
- ・ 流山市地域公共交通活性化協議会会長互選規程（案） …別添 10